

65歳以上の方へ、 補聴器の購入費を 補助します。



聴力低下により、日常生活に支障が出ている方が対象です。

対象者

以下のすべてに当てはまる方が対象です。

- ☐ 倉吉市内に住所がある、65歳以上の人
- ☐ 聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない人
- ☐ 両耳の聴力レベルを平均して40デシベル以上70デシベル未満の人、または、両耳の聴力レベルを平均して40デシベル未満、もしくは70デシベル以上でも医師が補聴器の必要性を認めた人

補助内容

補聴器本体の購入費の半額を補助します。

*片耳、両耳を問わず補助の上限額は3万円です。

*補助金を受けたことがある方でも、前回の補助金交付から5年を経過した方は、再度申請が可能です。

*補助の対象外のもの

- ・集音器 ・付属品
- ・修理代 ・メンテナンス代
- ・診察代 など

申請方法

申請書（医師による証明）、見積書が必要です。

- ①申請書（医師による証明）、見積書を市役所に提出してください。
*医師による証明…医療機関を受診してください。
*見積書…補聴器販売店から受け取ってください。
- ②市役所から「交付決定通知書」を受け取った後に、補聴器を購入し、領収書をもらってください。
- ③実績報告書、領収書の写しを市役所に提出してください。
- ④市役所から補助額の確定通知書を受け取り、請求書を提出してください。
*申請書、実績報告書及び請求書につきましては、長寿社会課（第2庁舎2階）または市ホームページから入手できます。

※交付決定通知より先に補聴器を購入した場合、補助の対象外となります。



手続きの詳しい方法や、わからない点は
長寿社会課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

倉吉市長寿社会課

高齢者福祉係

電話 0858-22-7851

FAX 0858-27-0032